

J A Fスピード競技（ジムカーナ・ダートトライアル）保険

申込依頼書兼オフィシャル名簿兼保険料預り書

申込者	
連絡先	
F A X	

主催者名		競技会名	
開催日	年 月 日 ～ 月 日（日間）	公認番号	
延べ入場者数（主催者賠償、観客傷害） 名		オフィシャル人数 名	

オフィシャル名			
1		13	25
2		14	26
3		15	27
4		16	28
5		17	29
6		18	30
7		19	31
8		20	32
9		21	33
10		22	34
11		23	35
12		24	36

足りない場合は用紙をコピーまたはシートを増やして申請してください。

保険料

内 容	保険料
主催者賠償責任保険 1日/3000円	
観客傷害保険 1名/1日/10円	
オフィシャル保険 1名/1日/490円	
合 計	

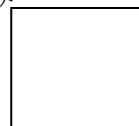
保険料預り済み

*保険料振込みの振込み書写しを添付して郵送、F A Xまたはメールしてください。

J M R C 中部事務局

*オフィシャル保険料が2024年10月21日より¥490に変更になっておりますので注意
してください

(印無きもの無効)

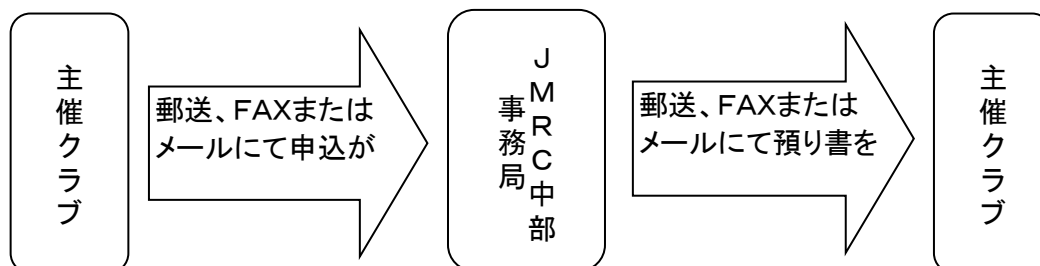


JAF公認スピード競技保険申込要領

● J A F スピード競技保険の申込は下記の要領をお願いします。

1. 申込手順

オーガナイザーは、別紙申込依頼書を開催日の2日前（金）までに保険料を添えて J M R C 中部事務局に申し込んでください。



* 保険料の振込みは、開催日の2日前までにJMRC中部事務局へ主催クラブ名（略称）にて振り込んでください。振込み書（写）と別紙の申込依頼書をそえて申込をお願いします。尚、振込料は主催クラブにてご負担願います。（振込み書にクラブ名の記載が無いと振込みクラブがわからなくなります）申し込みは郵送、F A X、メール。（メールの場合はエクセルファイルで）

申込先 J M R C 中部事務局 FAX 0572-55-5201 Email : fmmurase@ob.aitai.ne.jp

振込先 ゆうちょ銀行 記号 12430 番号 5377921

※ゆうちょ銀行以外の金融機関からの振込の場合

ゆうちょ銀行 二四八店 普通 537792

J A F 中部地域クラブ協議会

2. 保険料預り書の発行

J M R C 中部事務局にて別紙申込依頼書と保険料を預かったときは、申込クラブに保険料預り書を発行致します。競技保険加入の証として競技会審査委員会に提示してください。

* 金曜日、土曜日は事務局が不在の場合があります。申込が金・土曜日の場合、預り書が発行出来ない場合がありますので出来るだけ早めに申し込んでください。

3. お問い合わせ先

・保険代理店	・引受保険会社	・事故の連絡先
株JAFサービス中部営業所 〒466-0059 名古屋市昭和区福江3-7-56 TEL 052-889-1665 FAX 052-889-1936	東京海上日動火災保険株 名古屋自動車営業1部3課 TEL 052-201-1994	保険取扱代理店または 東京海上日動火災保険株 安心110番 フリーダイヤル 0120-119-110



JMRC中部スピード競技保険

本保険は、スピード競技開催中に起因する様々なリスクを次の3種類の保険をセットする事によって、主催者のリスクを総合的に保障するもので、JAF公認スピード競技の競技会(届出競技含む)であれば、JMRC中部に加盟する全ての主催クラブが利用できます。

■主催者賠償責任保険

主催者が行事運営上の不備に起因する事故により、法律上の損害賠償を請求された場合に賠償金を保険金としてお支払します。

○保険金をお支払いする場合

- ・主催者が行事運営上の不備に起因する事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。

■観客傷害保険

スピード競技開催中に観客が急激かつ偶然な外来の事故により、不慮のケガをされた場合、保険金(死亡・後遺障害保険金・入院保険金)をお支払します。

○保険金をお支払いする場合

- ・偶然の事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡、あるいは体に障害が残った場合。(死亡・後遺障害保険金)
- ・偶然の事故によるケガが原因で平常の業務または平常の生活が出来なくなり、かつ入院された場合。

■オフィシャル保険(普通傷害保険)

・スピード競技開催中に、競技に直接参加されない役員の方が偶然の事故により、ケガをされた場合、保険金(死亡・後遺障害保険金)をお支払します。

○保険金をお支払いする場合

- ・偶然の事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡、あるいは体に障害が残った場合。(死亡・後遺障害保険金)

■てん補限度額

◎主催者賠償責任保険

対人1名1億円・1事故5億円(免責金額 0円)

対物1事故5億円(対人の1事故てん補限度額と共通)

◎観客障害保険

死亡・後遺障害500万円 入院日額1,500円

◎オフィシャル保険

死亡・後遺障害290万円

■保険料(1競技会あたり)

◎主催者賠償責任保険

最低保険料1日/3,000円、延べ人数が1,370人を超えた場合、追加保険料が発生します。

◎観客傷害保険

1名/1日/10円

◎オフィシャル保険

1名/1日/490円

■事故が起こった場合には

賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店・扱者にご連絡のうえ事故の処置につきご相談ください。

○事故発生の日時、場所

○被害者の住所、氏名

○事故の原因、状況

○証人がいる場合は、その方の住所、氏名

○損害賠償請求の内容

保険会社に相談しないで賠償責任の全部または一部を認めたり、賠償金などを支払われた場合、その全部または一部について保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

■申込先 申し込みは郵送、FAX、メール。(メールの場合はエクセルファイルで)

申込は、別紙申込書に必要な事項を記入してJMRC中部事務局まで郵送、FAXまたはメールにて申込み、保険金をJMRC中部のゆうちょ銀行口座に振込んでください。

振込み確認後、申込書に確認印を捺して郵送、FAXまたはメールにてお送りします。

尚、土曜日は振込みの確認が出来ませんので、金曜日までに確認できるように振込みをお願いします。

■競技保険はスピード競技開催時に義務付けられています。

尚、加入証明として審査委員会に提示する「スピード競技保険申込依頼書」にJMRC中部事務局の確認印が無い物は無効となります。

以上